平成２１年（フ）第９７２号
大阪府和泉市室堂町５番地の１－２－212、前住所堺市西区鳳南町１丁22番地
債務者　北代　静也
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９７６号
大阪府和泉市鶴山台３丁目８番64－405号
債務者　辻元真由美
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９７７号
大阪府和泉市伯太町２丁目９番３－704号
債務者　村山トヨ子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９７８号
大阪府和泉市伯太町２丁目９番３－702号
債務者　村山　一豊
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９８４号
大阪府岸和田市磯上町２丁目１番20号マイトレヤ和田Ｄ棟205号
債務者　菅井　幸司
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第３２９号
香川県高松市牟礼町牟礼2108番地１　よしだビル２Ｃ
債務者　山下かおり（旧姓中井）
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第４３０号
香川県綾歌郡綾川町滝宮414番地19
債務者　西谷　勝子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第４４４号
香川県高松市栗林町１丁目13－24　栗林ハイツセンコー501号、住民票上の住所香川県高松市国分寺町新居431番地
債務者　井下　浩司
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第４４５号
香川県高松市小村町132－６　ニューエルディムＫ102号室、住民票上の住所香川県高松市国分寺町新居431番地
債務者　井下　暢子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第４５３号
香川県高松市木太町2815番地
債務者　榎本　澄子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第４７９号
長崎県長崎市岩屋町４番９号
債務者　鶴川八州男
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５３３号
長崎県長崎市小江原２丁目15番３－306号
債務者　小谷　清香
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第９５３号
千葉市若葉区みつわ台３丁目４番２棟504号
債務者　倉岡　盛裕
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第９９３号
千葉県市原市五井5170－７　コーポ佐和202、住民票上の住所千葉市花見川区天戸町167番地
債務者　大塚　新一
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第９９８号
千葉県市川市相之川３丁目８番７－301号　泉ビル
債務者　青木　康行
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１００３号
千葉市緑区誉田町１丁目798番地１　誉田１丁目団地１棟206号
債務者　湯浅　則子
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１０１２号
千葉県習志野市東習志野８丁目30番１－218号
債務者　綿路　靖子
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係